B　①株式会社ニイカワポータル　②第３種旅行業　③富山県知事登録旅行業第３－227号　④株式会社ニイカワポータル　富山県黒部市新牧野152番地　代表取締役　三井適夫　⑤本社営業所　富山県黒部市新牧野152番地　⑥平成23年５月25日　⑧平成26年９月30日　⑩300万円　⑪富山県知事　⑫富山県黒部市新牧野152番地　株式会社ニイカワポータル　代表取締役　三井適夫

B　①有限会社ケネット　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－425号　④有限会社ケネット　長野県須坂市北横町1307　代表取締役　芋川恵子　⑤本社営業所　長野県須坂市北横町1307　⑥平成12年12月４日　⑧平成26年９月30日　⑩300万円　⑪長野県知事　⑫長野県須坂市北横町1307　有限会社ケネット　代表取締役　芋川恵子

B　①有限会社世界旅行倶楽部　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－879号　④有限会社世界旅行倶楽部　名古屋市中村区名駅四丁目５番26号　取締役　石毛栄　⑤本社営業所　名古屋市中村区名駅四丁目５番26号　⑥平成８年３月25日　⑧平成26年３月24日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫有限会社世界旅行倶楽部　名古屋市中村区名駅四丁目５番26号　取締役　石毛栄

B　①株式会社シルバー　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－200号　④株式会社シルバー　三重県伊賀市四十九町1807番地の１　代表取締役　松島重美　⑤本社営業所　三重県伊賀市四十九町1807番地の１　⑥平成５年３月９日　⑧平成26年７月16日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県伊賀市四十九町1807番地の１　株式会社シルバー　代表取締役　松島重美

C　①四国へんろ観光　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－396号　④常石慎介　広島県広島市安佐南区川内四丁目10番９号　⑤本社営業所　広島県広島市安佐南区川内四丁目10番９号　⑥平成24年６月25日　⑨平成26年10月16日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県広島市安佐南区川内四丁目10番９号　常石慎介

B　①株式会社ささき観光　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－356号　④株式会社ささき観光　広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷125番地の１　代表取締役　佐々木二次子　⑤本社営業所　広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷125番地の１　⑥平成16年９月６日　⑧平成26年９月５日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷125番地の１　株式会社ささき観光　代表取締役　佐々木二次子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 11 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①株式会社トランシェルジュ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6157号　④株式会社トランシェルジュ　東京都港区東麻布一丁目29－７　代表取締役　西塚眞樹男　⑤本社営業所　東京都港区東麻布一丁目29－７　⑥平成21年４月７日　⑦平成26年４月７日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社アルファ交通バス　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－822号　④株式会社アルファ交通バス　山武郡芝山町岩山205番地２　代表取締役　實川滋　⑤本社営業所　山武郡芝山町岩山205番地２　⑥平成21年８月19日　⑦平成26年８月17日　⑧60万円　⑨300万円

A　①エイトサービス　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－941号　④飛地勉　大阪市東住吉区駒川４丁目15番３号　⑤本社営業所　大阪市東住吉区駒川４丁目15番３号　⑥昭和52年７月22日　⑦平成26年10月15日　⑧60万円　⑨300万円

A　①土佐電ドリームサービス株式会社　②第３種旅行業　③高知県知事登録旅行業第３－115号　④土佐電ドリームサービス株式会社　高知市桟橋通五丁目１番１号　代表取締役　明神二郎　⑤本社営業所　高知市桟橋通五丁目１番１号　⑥平成25年10月３日　⑦平成26年10月１日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①株式会社マックトラベルビューロー　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２－762号　④株式会社マックトラベルビューロー　神奈川県相模原市中央区富士見六丁目13番21号　代表取締役　佐藤雄二　⑤マック相模原本社　神奈川県相模原市中央区富士見六丁目13番21号　⑥平成11年10月６日　⑦平成26年８月１日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社クリーデンス・コーポレーション　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1696号　④株式会社クリーデンス・コーポレーション　名古屋市中区丸の内三丁目22番７号丸の内ＯＳビル３階　代表取締役　荒川俊彦　⑤本社営業所　名古屋市中区丸の内三丁目22番７号丸の内ＯＳビル３階　⑥昭和58年９月12日　⑦平成26年10月21日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 26 年 11 月 11 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会